**「そらいろラボ」**

**入会届**

私は、みどり市と連携協定を締結した株式会社バイウィルが実施する「住宅、事業所への太陽光発電設備の導入によるCO2削減事業」の趣旨・目的に賛同し、「そらいろラボ」における会員規約 (別紙) 及び以下の事項に同意のうえ、株式会社バイウィルが運営・管理する「そらいろラボ」への入会を申し込みます。

西暦　　　　年　月　日申込

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ |  |
| 氏　名 |  |
| 住　所 | 〒 |
|  |
| 電話番号 |  | FAX番号 |  |
| 電子メール |  |
| 入会項目 | ①　リチウムイオン蓄電池（住宅用太陽光発電施設が既に設置されている住宅に対して設置する場合に限ります。） | [ ]  |
| ②　太陽光発電設備 | [x]  |
| 確認事項（確認をしてチェック☑してください） | みどり市住宅用脱炭素推進補助金交付要綱にかかる提出書類等に記載された個人情報を、株式会社バイウィルが利用することに同意します。※個人情報等の利用に際しては、会員規約第２条の目的を達成するために必要な範囲に限って利用します。以下同じです。 | [ ]  |
| Ｊ－クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された情報を、株式会社バイウィルが使用することに同意します。 | [ ]  |
| Ｊ－クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された以外の情報について、株式会社バイウィルが必要とする場合は提供することに同意します。 | [ ]  |
| 本入会届を提出した日の２年前の日以降に、上記入会項目①又は②の設備を住宅に設置し、発電された電力の全部又は一部を自家消費します。 | [ ]  |
| 太陽光発電設備を使用することによる自家消費分についての環境価値 (温室効果ガス排出量の削減効果=Ｊ－クレジット) を株式会社バイウィルへ譲渡すること、その結果として「太陽光発電設備を使用することで温室効果ガス排出量を削減」したことを主張できなくなることに同意します。 | [ ]  |
| 「そらいろラボ」に登録する太陽光発電設備又はリチウムイオン蓄電池は、他の類似制度及びＪ－クレジット制度における他のプロジェクトのいずれにおいても登録しません。 | [ ]  |
| 太陽光発電設備を設置する場所は住宅であり、事業所や事業所（店舗）兼住宅に該当しません。 | [ ]  |
| 【入会項目①リチウムイオン蓄電池の方】「別添　各種設備情報の記入」について、必要な設備情報を記入し、記入した設備情報の根拠を示す資料を添付しました。【入会項目②太陽光発電設備の方】「別添　各種設備情報の記入」について、みどり市住宅用脱炭素推進補助金交付要綱にかかる提出書類に記載された情報をもとに、株式会社バイウィルが整理することに同意します。※　同意いただいた方は「別添　各種設備情報の記入」の記入は不要です。 | [ ]  |
| 国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（Ｊ－クレジット制度）に、方法論EN-R-002（太陽光発電設備の導入）に基づくプロジェクトを登録して実施するにあたり、人間の健康と安全、自然環境、社会への影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、環境社会配慮を行い持続可能性を確保するため、・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ・環境基本法 ・建築基準法 ・電気事業法 ・景観法・消防法 ・労働安全衛生法 ・地球温暖化対策の推進に関する法律その他関連法令等を遵守することを誓約します。 | [ ]  |

**別添　各種設備情報の記入**

1. 太陽光発電設備の情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 回答 | 確認資料 |
| 稼働開始日（電力受給開始日） |  | 電力事業者との太陽光契約の内容（電力の受給開始日を含む。）が記載された書類の写し |

1. 太陽光パネルの情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 回答 | 確認資料 |
| 公称最大出力 |  | 仕様書・カタログ |

1. パワーコンディショナーの情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 回答 | 確認資料 |
| メーカー |  | 仕様書・カタログ・保証書 |
| 型式 |  | 同上 |
| 導入台数 |  | 仕様書 |
| 機器固有番号（製造番号） |  | 仕様書・工事契約書・保証書・銘板写真 |

1. 蓄電池の情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 回答 | 確認資料 |
| 蓄電池設置の有無 | [ ] 　有　　[ ] 　無 | （確認資料の送付は不要です。） |
| メーカー ※１ |  | 仕様書・カタログ |
| 型式 ※１ |  | 同上 |
| 容量 ※１ |  | 同上 |

※１ 蓄電池を設置しない場合記入不要です。

5　添付資料チェック欄

|  |
| --- |
| [ ] 　①太陽光発電設備の情報が確認できる資料を添付しました。[ ] 　②太陽光パネルの情報が確認できる資料を添付しました。[ ] 　③パワーコンディショナーの各項目の情報が確認できる資料を添付しました。[ ] 　④蓄電池の各項目の情報が確認できる資料を添付しました。 ※２ |

※２　蓄電池を設置しない場合添付不要です。

**会員規約**

(名称)

第1条

本会の名称は、 (以下「本会」という) とする。

(目的)

第2条

本会は、株式会社バイウィルが実施する「住宅、事業所への太陽光発電設備の導入によるCO²削減事業」の一環として、会員が太陽光発電設備を使用することで削減された温室効果ガス排出量を、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度 (以下「Ｊ－クレジット制度」という) 実施要綱 (平成25年4月17日経済産業省、環境省、農林水産省策定) に基づきＪ－クレジットとしてＪ－クレジット制度認証委員会 (Ｊ－クレジット制度を管理する経済産業省、環境省、農林水産省が共同で設置した、Ｊ－クレジットの認証を行う委員会) より認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図るとともに、創出されたＪ－クレジットを株式会社バイウィルにおける地球環境の保全および地球温暖化対策の推進に寄与することに利用することを目的とする。

(運営・管理)

第3条

本会の運営・管理は株式会社バイウィル(以下「運営・管理者」という) が行う。

第3条の2

運営・管理者はＪ－クレジット制度に関し、次に掲げる業務を行う。

1. 会員情報の管理・記録
2. 会員入会時の内容確認(対象設備の導入時期、他のプログラム型プロジェクトとの会員の重複登録等)
3. 排出削減活動リストの作成
4. モニタリングの実施 (モニタリングデータの収集)
5. モニタリング報告値 (排出削減量等) の算定
6. モニタリング報告書の作成と対応 (審査対応等)
7. Ｊ－クレジット制度事務局への各種申請
8. クレジット売買
9. クレジット収益の活用
10. 会員の退会手続

第3条の3

運営・管理者として必要な事務は株式会社バイウィルにおいて行う。

(会員)

第4条

本規約において、会員とは、本規約に同意の上、運営・管理者に入会を申し込んだ者をいう。

第4条の2

会員は次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

1. 家庭であること。
2. 太陽光発電設備を設置し、発電された電力の全部又は一部を自家消費していること。
3. 太陽光発電設備の稼働開始日（不明な場合は設置日）が、会員規約合意日 (入会届提出日) の2年前の日以降であること。
4. Ｊ－クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された情報を、運営・管理者が使用することに同意すること。
5. Ｊ－クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された以外の情報について、運営・管理者が必要とする場合は提供することに同意すること。
6. 太陽光発電設備を使用することによる自家消費分についての環境価値 (温室効果ガス排出量の削減効果=Ｊ－クレジット) を運営・管理者へ譲渡すること、その結果として「太陽光発電設備を使用することで温室効果ガス排出量を削減」したことを会員が主張できなくなることに同意すること。
7. 本会に登録する太陽光発電設備が、他の類似制度及びＪ－クレジット制度における他のプロジェクトのいずれにおいても登録されていないこと。

(Ｊ－クレジットの取り扱い)

第5条

会員から運営・管理者へ譲渡されたＪ－クレジットは、運営・管理者における地球環境の保全および地球温暖化対策の推進に活用することとする。

(運営・管理者への協力)

第6条

会員は、運営・管理者が求めるときは、次に掲げる全ての事項について同意し、協力しなければならない。

1. Ｊ－クレジット制度における各種申請に際し、運営・管理者が必要とする情報を提供すること。
2. Ｊ－クレジットの認証に際し、審査機関が必要に応じて実施する現地調査 (太陽光発電設備に関する現地確認等をいう) を受けること。
3. その他、本会の運営及び管理に関して必要なこと。

(報告)

第7条

運営・管理者は、次に掲げる事項について、会員に対して年1回報告することとする。

1. Ｊ－クレジット制度認証委員会への実績報告及び認証申請の結果について
2. Ｊ－クレジットの活用用途について

第7条の2

前項の報告は、運営・管理者がウェブサイト上に結果概要を掲載することを以て行うこととする。

(設備の処分等)

第8条

会員は、第11条に規定する会員資格の有効期間内において、次の各号の一に該当するときは、その旨を運営・管理者に届け出なければならない。

1. 太陽光発電設備が毀損され、又は滅失したとき。
2. 太陽光発電設備を処分 (売却、譲渡、交換、貸付又は担保に供すること) しようとするとき。

(退会)

第9条

会員は、本会を退会しようとするときは、運営・管理者にその旨を届け出、その承認を得なければならない。

第9条の2

運営・管理者は、会員が次の各号の一に該当するときは、当該会員を退会させることができる。

1. 第4条第2項に掲げる要件を満たしていないとき。
2. 前条の届出があったとき。
3. 会員の行為が本会の目的に著しく相応しくないと認めるとき。

(会費)

第10条

本会の会費は無料とする。

(会員資格の有効期間)

第11条

会員資格の有効期間は、入会日から8年間とする。ただし、運営管理者の確認を受けることで、8年間延長できる。

(個人情報・重要情報等の取扱い)

第12条

運営・管理者は、あらかじめ会員の同意がある場合、本規約に規定する場合又は法令等に基づく要請がある場合を除き、会員から得られた個人情報、重要情報及びこれらに類する情報を第三者に提供又は開示しないこととする。

(委任)

第13条

本規約に定めるもののほか、本会の入会に関し必要な事項は運営・管理者が定める。

附　則

本規約は、2023年10月1日から施行する。

【添付書類確認欄】※株式会社バイウィルにおける確認事項のため、記入不要。

確認後、チェックマークを記入。

* 設置された太陽光発電設備が日本国内であることを確認できる証跡 (太陽光受給契約確認書等)。
* 太陽光発電設備のパワーコンディショナーのメーカー、型番、機器製造番号 (ない場合は不要)、パネルの出力を確認できる証跡 (仕様書・カタログ又は設備本体のラベル写真等)。
* 蓄電池を導入する場合、蓄電池のメーカー、型番、機器製造番号 (ない場合は不要)、充電率、放電率を確認できる証跡 (仕様書・カタログ又は設備本体のラベル写真等)。
* 太陽光発電設備の導入時期、稼働開始時期を確認できる証跡 (太陽光受給契約確認書等)。
* 太陽光発電設備の発電量を確認できる資料 (パワーコンディショナーによるモニター表示値の写真等)。
* 太陽光発電設備の発電量のうち、電力系統に逆潮流した電力量を確認できる資料 (電力会社からの請求書・明細書や電力量計によるモニター表示値の写真等)。

【データ管理確認欄】※株式会社バイウィルにおける確認事項のため、記入不要。

確認後、チェックマークを記入。

* 入会届が漏れなく誤りなく記載されていることを確認した。
* 上記、必要な添付書類が全てそろっていることを確認した。
* 入会申込日、プロジェクト開始日、設備情報等、必要な情報のすべてを排出削減活動リストへ記入した。
* 排出削減活動リストに記入した内容に誤りがないか、仕様書等の原本に基づき確認した。
* 入会者が補助金を受給している場合、補助金の交付要件が当制度への登録を妨げていないことを確認した。

【確認者記名・押印欄】

上記【データ管理確認欄】の4項目に関する一次確認者を記名し押印すること。

一次確認者記名欄　　　　　　　　　　　　　㊞

上記【データ管理確認欄】の4項目に関する二次確認者を記名し押印すること (一次確認者と同一であってはならない)。

二次確認者記名欄　　　　　　　　　　　　　㊞